仕　様　書

1　業務名

地下鉄駅ホーム柵ステッカー製作掲出業務（ヘイトスピーチ）

2　業務目的

ヘイトスピーチ解消に関するステッカーを製作し、札幌市営地下鉄南北線大通駅と東豊線福住駅のホーム柵に掲出すること。

3　業務内容

⑴　掲出スペースの確保、調整

受託者は、掲出スペースの確保など、ステッカー掲出に必要な調整等を札幌市交通局と行うこと。また、掲出時期については、委託者と協議の上、調整を行うこと。

⑵　広告掲出に関する作業

受託者は、所定のスペースへの掲出など、ステッカー掲出に関する一切の作業を行うこと。

⑶　デザイン及び校正

委託者より支給するデザイン（aiデータ、pngデータ等）（別紙参照）をもとに、広告物として掲出可能な仕様・規格に調整すること。なお、校正については、２回行うこと（うち、１回は色校正）。

4　掲出枚数

大通駅　40枚
福住駅　12枚

5　掲出期間

大通駅と福住駅のいずれも同じ期間で、令和７年11月21日(金)から12月11日(木)までのうちの２週間

6　契約期間

契約締結日から12月11日(木)まで

7　報告及び成果物

⑴　業務終了後、速やかに本市指定の完了届を提出すること。その際、広告掲出状況の写真データを添付すること。

⑵　製作したステッカーのオリジナルデータ（illustrator（CS4 以上）形式と PDF 形式）を納品すること。

8　その他

⑴　受託者は掲出期間など具体的な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、業務の進捗状況について随時、委託者に報告し、委託者から必要な指示を受けること。

⑵　受託者は、委託者に対し、本業務に基づく成果物に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとし、委託者の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

⑶　受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

⑷　本業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

⑸　本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

9　環境への配慮について

受注者は、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

10　担当

札幌市市民文化局男女共同参画室男女共同参画課　　担当　松本

住所：札幌市中央区北１条西２丁目 本庁舎13 階 電話：011-211-2962

別紙

※ライラックマークに付記する市政等資料番号と広報印刷物登録番号は、別途通知する